

令和5年度 滋賀県障害者雇用対策本部本部員会議 次第

開催日：令和6年2月20日(火)

県政経営会議終了後

開催場所：災害対策本部室

1 開 会

2 議 題

(1) 障害者雇用の現状について

(2) 各部局における次年度の取組について

(3) 障害者雇用促進に向けた関係諸団体等との連携について

〈配付資料〉

資料 1	障害者雇用の現状と雇用促進の取組
資料 2	各部局の障害者雇用関連施策一覧
資料 2-1	健康医療福祉部の取組
資料 2-2	商工観光労働部の取組
資料 2-3	農政水産部の取組
資料 2-4	教育委員会の取組
資料 3-1	令和5年度滋賀県障害者雇用対策本部の取組について
資料 3-2	障害者の雇用確保・維持に関する要請書
資料 3-3	県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書
資料 3-4	障害者雇用の促進に向けた取組宣言書
資料 3-5	各所属における関係諸団体等一覧
資料 3-6	障害者雇用確保・維持に関する要請活動の手引き
資料 3-7	障害者雇用の促進に向けた本部長宣言および取組宣言の手引き

参考 1 滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

参考 2 令和5年障害者雇用状況の集計結果

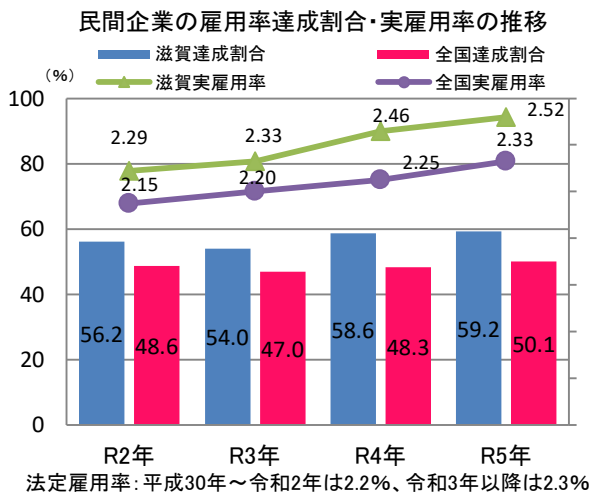
参考 3 令和4年度障害者の雇用確保・維持にかかる要請状況調査結果

参考 4 昨年度の要請書

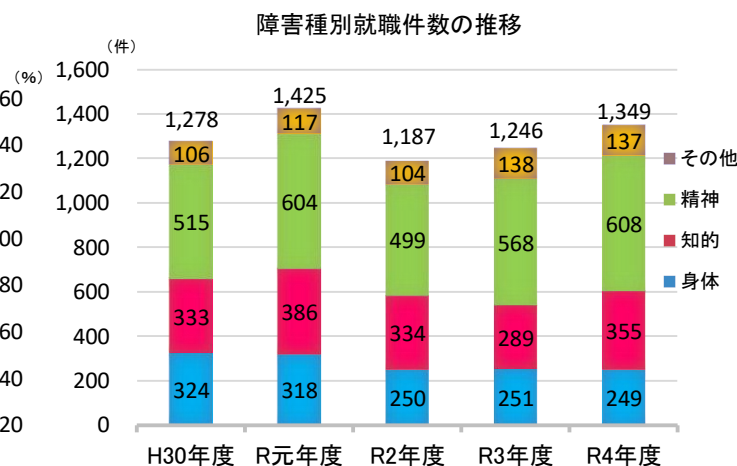
1. 障害者雇用の現状

- 滋賀県内に本社のある民間企業の障害者雇用状況（令和5年6月1日現在）
 - ・ 実雇用率は**2.52%**で過去最高を更新、対前年比0.06ポイント上昇
 - ・ 法定雇用率達成企業割合は**59.2%**、対前年比0.6ポイント上昇
- 滋賀県の公的機関等の障害者雇用状況（令和5年6月1日現在）
 - ・ 県市町等の28機関のうち、未達成機関は10機関、法定雇用不足数は合計で56.0人
- 滋賀県内のハローワークにおける就職件数は、1,349件で2年連続増加（令和4年度）

障害者雇用率達成状況



県内ハローワークにおける職業紹介状況



2. 障害者の雇用促進の取組

労働局・ハローワークにおける取組

○ 障害者向けチーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設や障害者就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）等の職員とチームを結成し、就職から職場定着までの一貫した支援を実施。

○ 企業向けチーム支援

障害者雇用の経験・ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関とチームを結成し、雇入れ準備から採用後の定着支援までの一貫した支援を実施。

○ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

近年、精神障害および発達障害のある方の雇用が増加している中、これらの方々が安定して働き続けられる職場環境づくりが重要であることから、一緒に働く従業員を主な対象とした、障害等に関する基礎的な知識や情報を提供するための講座を開催。

障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度（もにす認定制度）

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることを目的としている。

※滋賀県内の認定企業（令和5年12月31日現在）

- ・ (株)クレール（犬上郡多賀町）・ 電気硝子ユニバーサポート(株)（大津市）
- ・ (株)星光舎（甲賀市）・ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)（彦根市）
- ・ 宮川バネ工業(株)（東近江市）・ カルビー・イートーク(株)（湖南市）
- ・ キンカンビジネスアソシエイツ(株)（草津市）・ 綾羽株式会社（大津市）



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

もにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けられました。

各部署の障害者雇用関連施策一覧

資料 2

目指す方向

○障害のある人が、その能力と適性に応じ、多様な働く場に参加し、自立した生活を送ることができる社会づくりをめざします。

目 標

- 障害のある生徒・学生の一般就労への促進
- 障害者の知識・能力の向上による一般就労への促進
- 障害福祉サービス事業所等から一般就労への促進
- 障害者雇用への理解促進と雇用のための受け皿整備の促進

38事業

令和6年度予算額 計 817,147 千円

令和6年度施策体系

1.教育現場における支援	児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定	- 千円【健福】
	職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業	6,444 千円【教育】
2.知識・技能の向上	障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業	9,500 千円【健福】
	障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業	1,588 千円【健福】
	【新規】ビルメンテナンス研修による障害者就労促進事業	6,908 千円【健福】
	障害者介護職員養成事業	9,338 千円【健福】
	障害者委託訓練事業	18,241 千円【商労】
	障害者総合実務訓練事業	15,318 千円【商労】
	職場適応訓練事業	1,888 千円【商労】
	障害者トライワーク支援事業	5,000 千円【商労】
	就労移行支援促進事業	3,605 千円【健福】
	就労系障害福祉サービスの支援力向上事業	500 千円【健福】
3.一般就労への移行支援	障害者就労ネットワーク事業	5,204 千円【健福】
	障害者差別解消総合推進事業	5,494 千円【健福】
	障害者優先調達の推進	- 千円【健福】
	しが障害者施設応援企業認定制度	- 千円【健福】
	農業者と福祉事業者等の連携推進	2,255 千円【農水】
	しがのふるさと支え合いプロジェクト	4,380 千円【農水】
	「Made in SHIGA」企業立地助成金	150,548 千円【商労】
	チャレンジドWORK運動推進事業	1,593 千円【商労】
	建設工事入札参加資格審査に係る優遇制度	- 千円【土木】
	社会政策推進に配慮した入札等の実施	- 千円【会計】
4.障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備	ナイスハート物品購入制度	60 千円【会計】
	学校業務囃託員(障害者雇用)の任用	93,403 千円【教育】
	学校事務補助員(障害者雇用)の任用	135,191 千円【教育】
	職場適応支援員の任用	35,336 千円【教育】
	県立学校障害者雇用推進事業	26,926 千円【教育】
	障害者チャレンジ雇用推進事業	61,310 千円【総務】
	障害者チャレンジ雇用推進事業	31,682 千円【教育】
	障害者雇用推進事業	3,170 千円【企業】
	障害者雇用推進事業	39,401 千円【病院】
	人権啓発活動推進事業	※(46,819) 千円【総合】
5.雇用促進に向けた総合的支援	じんけん通信発行事業	- 千円【総合】
	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)	63,798 千円【健福】
	発達障害者支援センター運営事業	59,724 千円【健福】
	働き・暮らし応援センター事業(定着支援員設置)	9,671 千円【健福】
	働き・暮らし応援センター事業(職場開拓員設置)	9,671 千円【商労】
	障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム会議	- 千円【総務】

連携

労働局

連携

○令和6年度の事業実施予定

1. 教育現場における支援

- 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定
 - ・ 県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、連携した支援を行う。(R3.4～)
 ≪協定に基づく連携:相談件数の実績≫ 736件(R4年度)

2. 知識・技能の向上

- 障害者介護職員養成事業
- **新** ビルメンテナンス研修による障害者就労促進事業
 - ・ 障害者の雇用の場の確保および拡大を行うため、慢性的な人材不足が続いているビルメンテナンス業界およびビルメンテナンス事業者への障害者就労の促進を図る。
- 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業
 - ・ 障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む事業所に、農業技術の専門家(4名)を派遣し、アドバイスをを行う。≪R5年度事業実績(R5.12月末現在)≫5事業所

3. 一般就労への移行支援

- 就労移行支援促進事業
 - ・ 就労移行支援事業所の職員等を対象に、就労アセスメント手法に関する研修や障害者が働く企業での現場実習など、基本的な支援技術に関する研修を実施する。
 ≪R5年度事業実績≫13名受講
- 就労系障害福祉サービスの支援力向上事業
 - ・ 事業所等において就労支援に携わる職員の専門性を高めるため、ジョブコーチ養成研修を受講する際の費用を補助する。≪令和5年度事業実績(R6.1月末現在)≫16名
- 障害者就労ネットワーク事業
 - ・ 企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議の場を設置し、障害者の一般就労およびその後の職場定着の促進ならびに安定的な収入の確保による経済的な自立および社会参加に係る検討を行う。また、一般就労する障害者の円滑な就業生活と職場での定着を図るため、入職前に働く上での基礎知識を学ぶ研修や横のつながりをもつ交流会を実施するとともに、入職後に「学びの場」等の研修を行う。

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

- 障害者優先調達促進
 - ・ 県の各機関において、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を優先的に行う。
- しが障害者施設応援企業の認定
 - ・ 障害者施設からの物品・役務の調達、同施設への資材の提供を行った企業を、しが障害者施設応援企業として認定する。≪R5年度事業実績≫134社
- 障害者差別解消総合推進事業
 - ・ 障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害者差別を解消するため、障害の社会モデル研修、出前講座の実施、合理的配慮の助成事業等の取組を行う。

5. 雇用促進に向けた総合的支援

- 障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）
 - ・ 国の仕組みである障害者就業・生活支援センターに、職場開拓と定着支援を担う職員を県独自に加配し、障害者の就労と雇用のニーズのマッチング、職場定着支援等を一体的に実施する。
 ≪R5年度事業実績(R5.9月末現在)≫センター登録者(6,816名)のうち新規一般就労者数:210名
- 発達障害者支援センター運営事業
 - ・ 県内の大学や特別支援学校等に限らず、障害者支援施設や企業等、地域で発達障害者および発達障害の疑いのある方に支援を行う関係機関へ心理士等の専門家を派遣し、助言等を行う。

【商工観光労働部の取組】

資料 2 - 2

○令和6年度の取組

2. 知識・技能の向上

- 障害者委託訓練事業
 - ・企業、NPO法人、民間教育訓練機関等への委託により、各種訓練（知識・技能習得、実践能力習得、特別支援学校早期訓練）を実施する。
【R5】受講者 11名、中退者 1名、修了見込者 10名（R6.1.26現在 就職者2名）
- 障害者総合実務訓練事業
 - ・高等技術専門校に知的障害者を対象とした総合実務科（販売実務、OA事務の各コース）を設け、訓練を実施する。
【R5】入校者 4名（4月生 4名、10月生 0名）
- 職場適応訓練事業
 - ・公共職業安定所長の指示を受けた求職者に対して、企業等における実地作業訓練を行い作業環境への適応を図る。
【R5見込み】対象者 0名（R6.01.31時点）
- 障害者トライワーク支援事業
 - ・1週間程度の企業での就労体験を提供する。
【R5】利用者 148名（R5.9.30時点）

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

- チャレンジドWORK運動推進事業
 - ・滋賀労働局等と連携し、障害者雇用に取り組む契機づくりを行うことで、障害者の就労に関する事業所や県民の関心を深める。
 - ◆障害者雇用優良事業所等知事表彰
 - 【R5】 障害者雇用優良事業所 2事業所、優秀勤労障害者 20名
チャレンジドWORK推進事業所 1事業所
 - ◆障害者就職面接会の開催（10月、2月に県内各地域で実施）
 - 【R5】10月 参加求職者 120名、参加事業所 48事業所
 - ◆障害者雇用促進・定着推進セミナー
 - 県内事業所における障害者の雇用と定着の促進を図るため、雇用・定着セミナーを開催し県内事業所への啓発を行う。
【R5】 参加者 第1回：26名、第2回：36名
- 障害者雇用促進ガイドブックの作成

5. 雇用促進に向けた総合的支援

- 障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）
 - ・県内各福祉圏域7カ所に国が設置する障害者就業・生活支援センターに、県独自で職場開拓と定着支援の機能を付加し、障害者の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングおよび職場定着のサポートを一体的に行う。
【R5】センターからの新規就職者 210名（R5.9.30時点）

○令和 6 年度の取組

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

○「しがの農×福ネットワーク」運営事業

- ・令和元年度に立ち上げた「しがの農×福ネットワーク（会員・団体数：69（令和 5 年 12 月末時点））」の各会員等を対象とした勉強会および交流会を開催し、農福連携に関する意識醸成、連携促進を図る。

○農福連携マッチング等推進事業

- ・専門のコーディネーターを設置し、農業者と福祉事業所等との農作業や農産物加工に係る受委託のマッチング等を行う。（令和 5 年度事業実績見込み：5 件）

○多様な主体と中山間地域の農村集落等との協働活動の支援

（しがのふるさと支え合いプロジェクト）

- 中山間地域の活性化を目的に、地域の集落等と企業や大学、NPO 法人等が協働し、農作業や棚田の保全活動、都市農村交流活動などを行うプロジェクト。県は協働活動のコーディネートや、相手先とのマッチング、協定を締結している団体等への支援を行う。（令和 5 年度関連実績：3 件）

○令和6年度の取組

1. 教育現場における支援

○職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業

1 社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究

(研究指定校 高等養護学校4校、知肢(知的障害・肢体不自由)併置県立特別支援学校8校、聾話学校)

- ・しごと総合科における職業教育を中心とする教育課程の充実や、知肢併置校における職業コースの設置や知的障害の教育課程の研究を進める。
- ・企業への授業公開や意見交換会等を開催し、企業の知見を積極的に学校現場に取り込み、カリキュラム・マネジメントの視点で授業改善を進める。
- ・障害が重度重複化、多様化するなかで、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容を検証する。

【R5】

- ・高等養護学校4校に設置した職業学科「しごと総合科」および知肢併置校におけるコース別の教育課程の検証・改善
- ・高等養護学校4校、知肢併置校8校、聾話学校における授業公開および意見交換会の開催(各学年間2回実施)

2 「しがしごと検定」の実施(対象: 県立特別支援学校高等部生徒)

- ・就労への意欲関心を高め、意欲を喚起するとともに、働くために必要な基礎的な態度や技能を身に付けることを目的に、4種目の技能検定「しがしごと検定」を引き続き実施する。(第1回検定: 8月、第2回検定: 1月)
- ・検定種目および協力企業
①運搬陳列(㈱平和堂) ②接客(㈱西武・プリンスホテルズワールドワイドびわ湖大津プリンスホテル) ③清掃メンテナンス(㈱ティ・エム・エス) ④事務補助(日東ひまわり亀山(㈱滋賀事業所))
- ・検定種目ごとに指導者講習会、検定員講習会、スキルアップ授業の実施

【R5】

- ・令和5年度においては第1回、第2回ともに4種目で実施。第1回検定は202名が受検、第2回検定は、令和6年1月24日時点で219名が受検した。
- ・指導者講習会は6月、8月に種目別実施
- ・スキルアップ授業について、清掃メンテナンスはオンデマンド形式、運搬陳列はオンライン形式で実施。事務補助および接客は集合形式で実施。

3 就労アドバイザーの配置による協力企業の拡大

- ・特別支援学校生徒の職場実習と就職に向け、協力企業を拡大するとともに、生徒や保護者への就労アドバイスを実施することで、企業と生徒のマッチングを図り、就職率の向上につなげる。

【R5】 就労アドバイザーによる訪問企業数195件(R5.12末現在)

4 「しがしごと応援団」の活用促進

- ・特別支援学校の職業教育を応援する企業登録制度「しがしごと応援団」に登録いただいた企業と学校とが連携し、職業教育を中心とした教育活動を充実させる。

【R5】 登録企業は350社(R6.1.1現在)

○滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

平成27年 4 月 1 日

／滋賀県訓令第 3 号／企業庁訓令第 3 号／病院事業庁訓令第 3 号／教育委員会教育長訓令
第 3 号／警察本部訓令第15号／

改正 平成27年12月28日／訓令第42号／企業庁訓令第14号／病院事業庁訓令第13号／教
育委員会教育長訓令第22号／警察本部訓令第34号／

平成28年 4 月 1 日／訓令第 8 号／企業庁訓令第 4 号／病院事業庁訓令第 4 号／教育委員会
教育長訓令第 4 号／警察本部訓令第12号／

平成29年 3 月31日／訓令第 4 号／企業庁訓令第 3 号／病院事業庁訓令第 3 号／教育委員会
教育長訓令第 3 号／警察本部訓令第12号／

平成30年 6 月 1 日／訓令第19号／企業庁訓令第 4 号／病院事業庁訓令第 4 号／教育委員会
教育長訓令第 9 号／警察本部訓令第18号／

平成30年 7 月20日／訓令第23号／企業庁訓令第 8 号／病院事業庁訓令第 8 号／教育委員会
教育長訓令第13号／警察本部訓令第23号／

平成30年 8 月20日／訓令第32号／企業庁訓令第15号／病院事業庁訓令第14号／教育委員
会教育長訓令第21号／警察本部訓令第29号／

平成31年 4 月 1 日／訓令第 6 号／企業庁訓令第 5 号／病院事業庁訓令第 5 号／教育委員会
教育長訓令第 5 号／警察本部訓令第10号／

令和 2 年 7 月22日／訓令第38号／企業庁訓令第14号／病院事業庁訓令第13号／教育委員会
教育長訓令第19号／警察本部訓令第29号／

令和 4 年 7 月20日／訓令第21号／企業庁訓令第10号／病院事業庁訓令第 9 号／教育委員会
教育長訓令第10号／警察本部訓令第17号／

令和 4 年 8 月22日／訓令第34号／企業庁訓令第17号／病院事業庁訓令第15号／教育委員会
教育長訓令第18号／警察本部訓令第23号／

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程を次のように定める。

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

(設置)

第 1 条 障害者の雇用に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図る
ため、滋賀県障害者雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。
- (2) 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部長に委嘱する。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部職業対策課長に委嘱する。

6 本部長は、第4項および前項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(一部改正〔平28／訓令8／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令4／警本訓令12／・平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／〕)

(構成員の職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担当事務に関する規程（令和4年滋賀県訓令第39号）第1条第3号オに掲げる事務を担当する副知事である副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(一部改正〔平27／訓令42／企業庁訓令14／病事庁訓令13／教育長訓令22／警本訓令34／・平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／・平30／訓令23／企業庁訓令8／病事庁訓令8／教育長訓令13／警本訓令23／・平30／訓令32／企業庁訓令15／病事庁訓令14／教育長訓令21／警本訓令29

／・令4／訓令21／企業庁訓令10／病事庁訓令9／教育長訓令10／警本訓令17
／・令4／訓令34／企業庁訓令17／病事庁訓令15／教育長訓令18／警本訓令23
／〕)

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とし、本部長が招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、第2条に規定する事項について協議する。

(一部改正〔平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／〕)

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課、商工観光労働部労働雇用政策課または教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(一部改正〔平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／〕)

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(一部改正〔令2／訓令38／企業庁訓令14／病事庁訓令13／教育長訓令19／警本訓令29／〕)

2 令和2年7月23日から同月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第2項中「商工観光労働部を担任する副知事である副本部長がその」とあるのは、「その」とする。

(追加〔令2／訓令38／企業庁訓令14／病事庁訓令13／教育長訓令19／警本訓令29／〕)

付 則 (平成27年／訓令第42号／企業庁訓令第14号／病事庁訓令第13号／教育長訓令第22号／警本訓令第34号／)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年／訓令第8号／企業庁訓令第4号／病事庁訓令第4号／教育長訓令第4号／警本訓令第12号／)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年／訓令第4号／企業庁訓令第3号／病事庁訓令第3号／教育長訓令第3号／警本訓令第12号／）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年／訓令第19号／企業庁訓令第4号／病事庁訓令第4号／教育長訓令第9号／警本訓令第18号／）

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

付 則（平成30年／訓令第23号／企業庁訓令第8号／病事庁訓令第8号／教育長訓令第13号／警本訓令第23号／）

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

付 則（平成30年／訓令第32号／企業庁訓令第15号／病事庁訓令第14号／教育長訓令第21号／警本訓令第29号／）

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

付 則（平成31年／訓令第6号／企業庁訓令第5号／病事庁訓令第5号／教育長訓令第5号／警本訓令第10号／）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年／訓令第38号／企業庁訓令第14号／病事庁訓令第13号／教育長訓令第19号／警本訓令第29号／）

この訓令は、令和2年7月23日から施行する。

付 則（令和4年／訓令第21号／企業庁訓令第10号／病事庁訓令第9号／教育長訓令第10号／警本訓令第17号／）

この訓令は、令和4年7月20日から施行する。

付 則（令和4年／訓令第34号／企業庁訓令第17号／病事庁訓令第15号／教育長訓令第18号／警本訓令第23号／）

この訓令は、令和4年8月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（一部改正〔平28／訓令8／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令4／警本訓令12／・平31／訓令6／企業庁訓令5／病事庁訓令5／教育長訓令5／警本訓令10／〕）

知事公室長 総合企画部長 総務部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 企業庁長

病院事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長

別表第2（第3条関係）

（一部改正〔平28／訓令8／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令4／警本訓令12／・平29／訓令4／企業庁訓令3／病事庁訓令3／教育長訓令3／警本訓令12／・平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／・平31／訓令6／企業庁訓令5／病事庁訓令5／教育長訓令5／警本訓令10／〕）

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長 人権施策推進課長
総務部	人事課長 私学・県立大学振興課長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 障害福祉課長
商工観光労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
教育委員会事務局	教育総務課長 高校教育課長 幼小中教育課長 特別支援教育課長
警察本部	警務課長

資料提供
滋賀労働局発表
令和5年12月25日(月)

担当	滋賀労働局職業安定部職業対策課 課長 矢尾 忠之
	課長補佐 近藤 健治 地方障害者雇用担当官 串谷 浩 (電話)077-526-8686

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業においては、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
 公的機関等においては、雇用障害者数は減少し、実雇用率も低下

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、滋賀県内の民間企業や公的機関等における、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

滋賀県内に本社のある民間企業 <法定雇用率 2.3%>

- 雇用されている障害者（注1）は、3,725.5人（3,620.5人）。
対前年 2.9%（105.0人）増加、14年連続過去最高を更新。
- 実雇用率（注2）は、2.52%（2.46%）で過去最高を更新。
前年比 0.06ポイント上昇、全国平均 2.33%（2.25%）を上回る。
- 法定雇用率達成企業の割合は、59.2%（58.6%）。
前年比 0.6ポイント上昇、全国平均 50.1%（48.3%）を上回る。

（ ）内は前年の数値

滋賀県内の公的機関等 <法定雇用率 2.6% 教育委員会は 2.5%>

- 全体の雇用障害者数は減少し、実雇用率も前年比 0.02ポイント減。
- 県市町の28機関のうち、達成は18機関。未達成機関は10機関。未達成機関の法定雇用不足数は、合計 56.0人。

滋賀県内の独立行政法人等 <法定雇用率 2.6%>

- 雇用障害者数・実雇用率ともに対前年で上回り、5機関すべて達成。

（注1）障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については法律上、1人を0.5人に相当するものとして算出している。ただし、精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇い入れからの期間等に関係なく、1人を1人に相当するものとして算出している。

（注2）実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（5頁、6頁、9頁参照）

- ・滋賀県内にある民間企業（43.5人以上規模の企業944社：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は、3,725.5人で、前年より105.0人増加（前年比2.9%増）し、14年連続で過去最高となった。
- ・雇用されている障害者のうち、身体障害者は1,866.0人（前年比1.5%増）、知的障害者は1,176.5人（同3.7%増）、精神障害者は683.0人（同5.6%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・実雇用率は、2.52%と、過去最高となり、全国平均の2.33%を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、59.2%（944社のうち559社）であり、前年を0.6ポイント上昇、全国平均の50.1%を上回った。

令和4年6月1日の調査時と比べ、対象となる企業は944社と前年の928社より16社増加し、法定雇用率達成企業は559社と、前年の544社より15社増加した。

(2) 企業規模別の状況（10頁参照）

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100～300人未満の規模企業で前年より減少したものの、その他の規模企業では前年より増加した。
- ・実雇用率は、43.5～100人未満及び100～300人未満の規模企業は前年より減少したものの、その他の規模企業では前年より増加した。なお、民間企業全体の実雇用率2.52%と比較すると、300～500人未満及び1,000人以上規模企業が民間企業全体の実雇用率を上回っている。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上の規模企業以外で前年を上回った。

	企業数	法定常用労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合(%)	
				5年度	4年度		5年度	4年度
	944	148,127.5	3725.5	2.52	2.46	559	59.2	58.6
43.5～100人未満	536	35,159.5	833.5	2.37	2.38	309	57.6	57.0
100～300人未満	313	47,987.0	1,073.0	2.24	2.63	203	64.9	64.1
300～500人未満	55	18,829.0	616.5	3.27	1.99	25	45.5	45.0
500～1000人未満	30	19,208.0	440.5	2.29	2.23	16	53.3	48.1
1000人以上	10	26,944.0	762.0	2.83	2.77	6	60.0	75.0

(3) 産業別の状況 (11～14頁参照)

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業」「情報通信業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」以外の業種において、前年よりも増加した。「製造業」(49.5人の増)「卸売業、小売業」(39.5人の増)「医療、福祉」(17.0人の増)「サービス業」(10.5人の増)については、10人を超える増加であった。
- ・産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(4.05%)「宿泊業、飲食サービス業」(2.84%)「卸売業、小売業」(2.40%)「運輸業、郵便業」(2.35%)「建設業」(2.32%)が法定雇用率を上回っている。

	企業数 (社)	法定常用労働 者数(人)	雇用障害者数 (人)	実雇用率(%)		法定雇 用率を 上回る 業種	前年の 雇用率 を上回 る業種
				5年度	4年度		
	944	148,127.5	3,725.5	2.52	2.46		
農業、林業、漁業	3	267.5	3.0	1.12	1.41		
建設業	32	3,691.5	85.5	2.32	2.11	○	○
製造業	344	57,624.0	1264.0	2.19	2.18		○
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	-	-	-		
情報通信業	5	1,573.5	31.0	1.97	1.97		
運輸業、郵便業	60	6,205.5	146.0	2.35	2.24	○	○
卸売業、小売業	102	23,502.0	564.5	2.40	2.19	○	○
金融業、保険業	10	4,084.5	80.5	1.97	1.93		○
不動産業、物品賃貸業	16	1,255.0	19.5	1.55	1.68		
学術研究、専門・技術サービス業	13	1,385.0	26.5	1.91	2.24		
宿泊業、飲食サービス業	24	2,904.5	82.5	2.84	2.68	○	○
生活関連サービス業、娯楽業	23	1,766.0	39.0	2.21	2.40		
教育、学習支援業	14	1,393.0	20.0	1.44	1.32		○
医療、福祉	175	24,453.0	991.5	4.05	4.04	○	○
複合サービス事業	9	2,829.0	54.0	1.91	2.00		
サービス業	113	15,142.5	318.0	2.10	2.04		○

注) -は1社のため、掲載していない。

(4) 法定雇用率未達成の企業の状況 (15頁参照)

- ・法定雇用率未達成の企業は385社で前年の384社より1社増加した。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は270社あり、未達成企業の70.1%を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は227社あり、未達成企業に占める割合は59.0%となっている。

2. 地方公共団体等における雇用状況（18頁～21頁参照）

(1) 都道府県の機関

滋賀県の機関（法定雇用率 2.6%）

滋賀県の機関（滋賀県知事部局、滋賀県警察本部、滋賀県議会事務局）に在職している障害者の数は、145.0人と前年（150.0人）より5.0人減少し、実雇用率も2.79%と前年に比べ0.13ポイント低下した。

滋賀県知事部局、警察本部、議会事務局のいずれも法定雇用率を達成した。

滋賀県教育委員会（法定雇用率 2.5%）

滋賀県教育委員会に在職している障害者の数は、241.0人と前年（241.5人）より0.5人減少、実雇用率も2.53%と前年より0.03ポイント低下したが、法定雇用率を達成した。

(2) 市町等の機関

市町等の機関（法定雇用率 2.6%）

法定雇用率 2.6%が適用される機関（市町、公立病院等）に在職している障害者の数は、448.5人と前年に比べ3.5人増加し、実雇用率は2.33%と前年より0.01ポイント上昇した。

22機関のうち、12機関が達成し、10機関は未達成であった。

【未達成の市町等】

大津市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、野洲市、甲良町、愛荘町、高島市病院事業、長浜市病院事業管理者

市町の教育委員会（法定雇用率 2.5%）

法定雇用率 2.5%が適用される市町の教育委員会は、県内に2機関あり、在籍している障害者の数は、前年と同じ4.0人であった。

2機関いずれも、法定雇用率を達成した。

(3) 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.6%）

県内の独立行政法人、地方独立行政法人に雇用されている障害者は、83.0人で前年度より2名増加。実雇用率は2.57%と前年より0.03ポイント増加した。県内の5機関すべてが法定雇用率を達成した。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

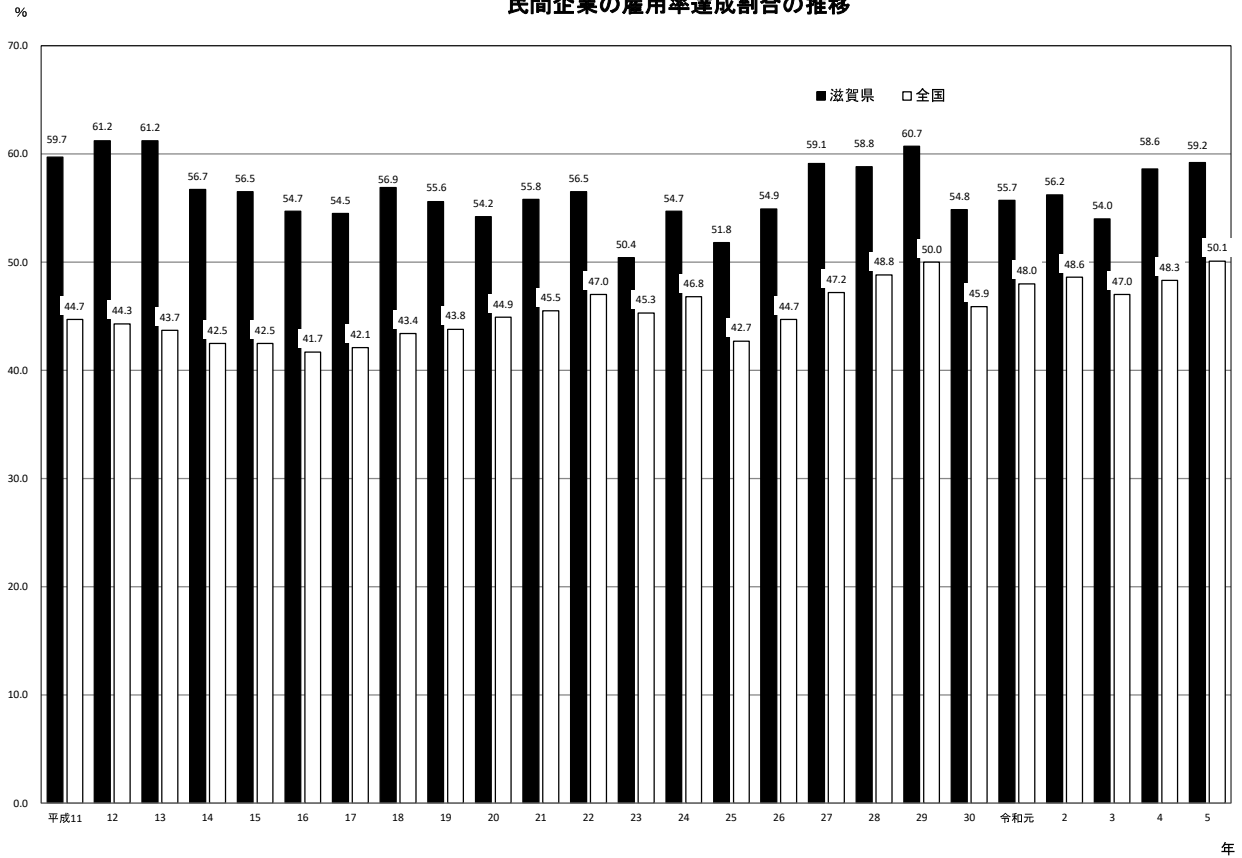
(各年6月1日現在)

	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減(%)		対前年増減(%)	滋賀県	全国	滋賀県	全国
平成11年	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12年	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13年	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14年	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15年	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16年	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17年	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18年	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19年	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20年	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21年	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22年	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23年	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24年	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25年	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26年	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27年	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2
28年	129,862.0	2.9	2,714.0	8.5	2.09	1.92	58.8	48.8
29年	133,561.5	2.8	2,840.5	4.7	2.13	1.97	60.7	50.0
30年	140,389.0	5.1	3,128.0	10.1	2.23	2.05	54.8	45.9
令和元年	140,516.5	0.1	3,210.5	2.6	2.28	2.11	55.7	48.0
2年	141,909.0	1.0	3,252.0	1.3	2.29	2.15	56.2	48.6
3年	144,726.5	2.0	3,373.5	3.7	2.33	2.20	54.0	47.0
4年	147,338.0	1.8	3,620.5	7.3	2.46	2.25	58.6	48.3
5年	148,127.5	0.5	3,725.5	2.9	2.52	2.33	59.2	50.1

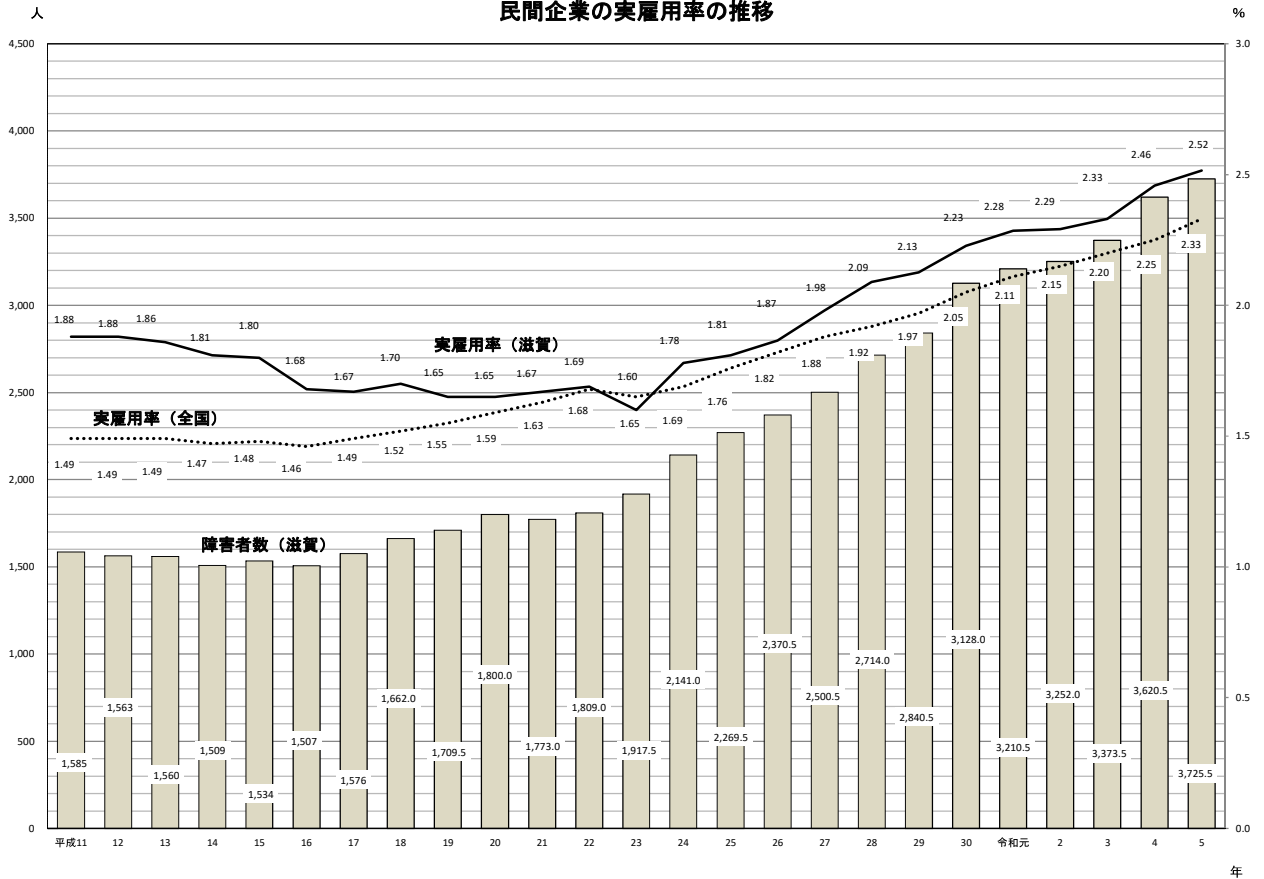
注) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～ 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。
- 平成23年～ { 短時間労働者を常用労働者数に加える。
重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。
- 平成30年～ { 精神障害者である短時間労働者のうち、①②いずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。
①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 ……………2.5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

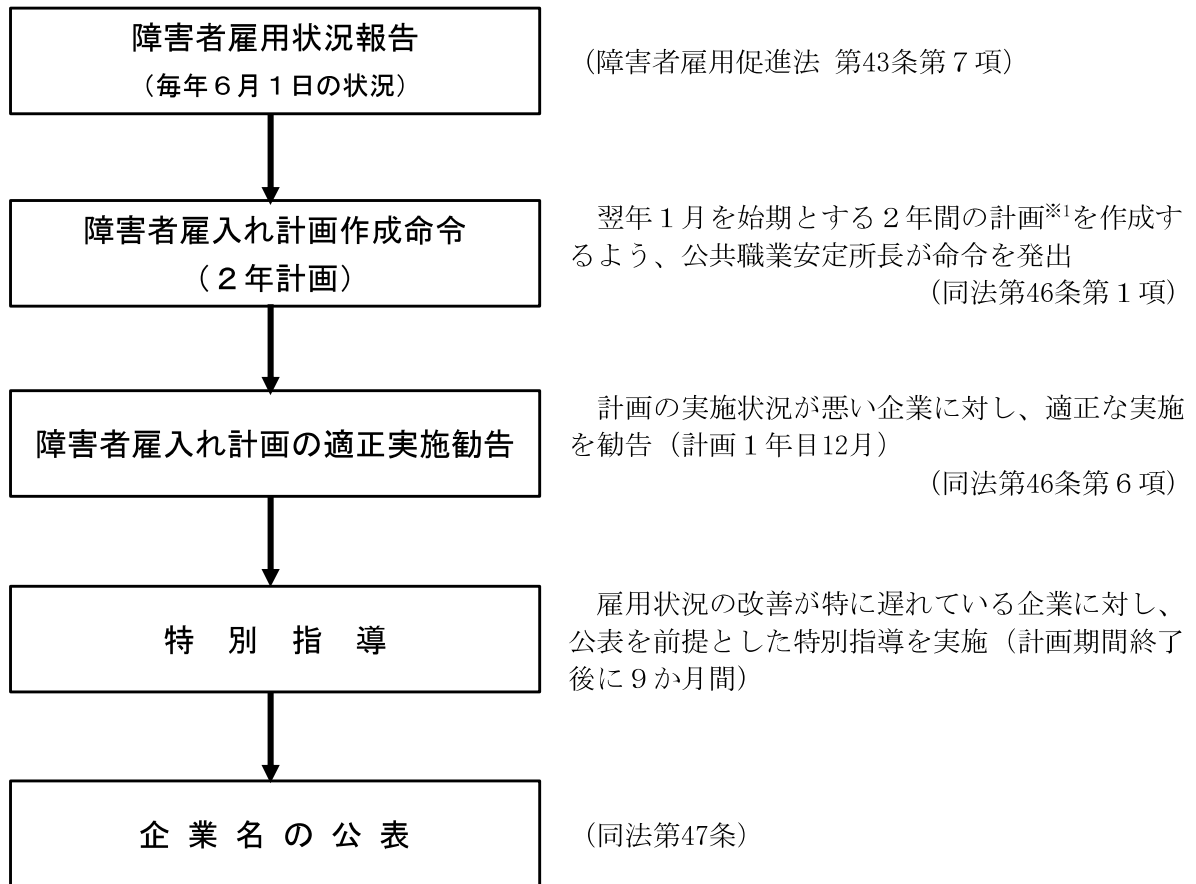
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績・全国〕

- 令和4年度の実績^{※2}
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 244社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 94社
 - * 「特別指導」の実施 55社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 528社（令和4年度）
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)、
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用率算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数				④ 雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注5)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注5)	E. 計 $A+B+C+D \times 0.5$ (注2)	F. うち新規雇用分 (注6)			
滋賀県	944 (928)	148,127.5 (147,338.0)	525 (514)	493 (527)	3,725.5 (3,620.5)	416.0 (377.5)	2.52 (2.46)	559 (544)	59.2 (58.6)	
全国	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	63,557.5 (58,855.0)	2.33 (2.25)	54,239 (52,007)	50.1 (48.3)	

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数													
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度以外の知的障害者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	g. 精神障害者(注4)	h. 精神障害者(注4)	i. 精神障害者(注4)	j. 計 $c + d + e + f + g + h + i$ (注3)	k. 精神障害者(注4)	l. 精神障害者(注4)	m. 精神障害者(注4)	n. 計 $c + d + e + f + g + h + i + j + k + l + m$ (注3)	o. 精神障害者(注4)	p. 精神障害者(注4)
滋賀県	3,725.5 (3,620.5)	467 (469)	107 (82)	732 (735)	186 (168)	1,866.0 (1,839.0)	154.0 (138.5)	58 (45)	19 (18)	888 (898)	307 (282)	1,176.5 (1,135.0)	126.0 (97.0)	447 (406)	236 (239)	236 (192)	683.0 (646.5)	447 (406)	236 (239)	236 (192)	683.0 (646.5)	136.0 (142.0)	
全国	642,178.0 (613,958.0)	104,794 (103,362)	13,119 (13,369)	128,976 (128,909)	16,949 (17,531)	360,157.5 (357,767.5)	24,664.5 (23,948.0)	22,524 (22,071)	4,434 (4,600)	90,787 (86,372)	22,907 (22,624)	151,722.5 (146,426.0)	13,574.0 (13,189.0)	96,222 (85,305)	34,076 (32,304)	34,076 (16,615)	130,288.0 (109,764.5)	96,222 (85,305)	34,076 (32,304)	34,076 (16,615)	130,288.0 (109,764.5)	25,319.0 (21,718.0)	

(1)(1)①表の注

注1 ②欄の「法定雇用率算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしている。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(1)(1)②表の注

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の「精神障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 ②③④b欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く)」である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③④a、c欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③④b、d欄及び④e欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしている。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用障害者の数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)				③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$		⑤ 法定雇用率 達成企業 の割合	
	企業	人	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (注2)	F. うち新規雇用分(注6)	人	人	%	企業	%	
規模計	944	148,127.5	525	126	2,303	493	3,725.5	416.0	2.52	559	59.2			
43.5~100人未満	536	35,159.5	116	29	523	99	833.5	104.5	2.37	309	57.6			
100~300人未満	313	47,987.0	163	33	666	96	1,073.0	95.5	2.24	203	64.9			
300~500人未満	55	18,829.0	64	26	379	167	616.5	104.0	3.27	25	45.5			
500~1,000人未満	30	19,208.0	71	10	275	27	440.5	55.5	2.29	16	53.3			
1,000人以上	10	26,944.0	111	28	460	104	762.0	56.5	2.83	6	60.0			

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
	人	人	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ (注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	3,725.5	467	107	732	186	1,866.0	154.0	58	19	888	307	447	236	236	683.0	136.0
43.5~100人未満	833.5	102	21	174	49	423.5	138.5	14	8	204	50	110	35	35	145.0	142.0
100~300人未満	1,073.0	152	32	238	47	597.5	647.0	11	1	251	49	143	34	34	177.0	251.5
300~500人未満	616.5	58	22	84	22	233.0	223.5	6	4	104	145	64	127	127	191.0	74.0
500~1,000人未満	440.5	63	7	115	14	255.0	257.5	8	3	86	13	60	14	14	74.0	51.5
1,000人以上	762.0	92	25	121	54	357.0	326.5	19	3	243	50	70	26	26	96.0	87.5

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用者数の 算定基礎となる労働者数 (注1)		③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100		⑤ 法定雇用 者達成企 業の数		⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
	企業 数	人	A. 重度身体障害者 及び重度知的障害 者 (注3)	B. 重度身体障害者 及び知的障害者 である臨時 労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及び 精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者である臨時 労働者 (注3)(注5)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)	F.のうち新規雇用分 (注6)	企業 数	%	企業 数	%
産業計	944 (928)	148,127.5 (147,338.0)	525 (514)	126 (100)	2,303 (2,229)	493 (527)	3,725.5 (3,620.5)	416.0 (377.5)	559 (544)	2.52 (2.46)	59.2 (58.6)	
農、林、漁業	3 (3)	267.5 (284.5)	1 (1)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	3.0 (4.0)	0.0 (0.0)	1 (2)	1.12 (1.41)	33.3 (66.7)	
鉱業採石業、砂利 採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.00 (0.00)	0.0 (0.0)	
建設業	32 (33)	3,691.5 (3,609.0)	18 (16)	3 (3)	44 (38)	5 (6)	85.5 (76.0)	15.0 (9.5)	20 (20)	2.32 (2.11)	62.5 (60.6)	
製造業	344 (334)	57,624.0 (55,684.5)	194 (186)	11 (12)	845 (802)	40 (57)	1264.0 (1,214.5)	109.5 (109.5)	211 (207)	2.19 (2.18)	61.3 (62.0)	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
情報通信業	5 (6)	1,573.5 (1,626.5)	11 (10)	0 (0)	9 (12)	0 (0)	31.0 (32.0)	2.0 (4.0)	3 (4)	1.97 (1.97)	60.0 (66.7)	
運輸業、郵便業	60 (60)	6,205.5 (6,320.0)	21 (21)	5 (6)	95 (91)	8 (5)	146.0 (141.5)	12.0 (14.0)	40 (40)	2.35 (2.24)	66.7 (66.7)	
卸売業、小売業	102 (101)	23,502.0 (24,014.0)	71 (60)	24 (11)	343 (356)	111 (76)	564.5 (525.0)	62.5 (32.5)	45 (41)	2.40 (2.19)	44.1 (40.6)	
金融業、保険業	10 (10)	4,084.5 (4,202.5)	15 (17)	11 (11)	30 (25)	19 (22)	80.5 (81.0)	4.0 (3.5)	3 (3)	1.97 (1.93)	30.0 (30.0)	
不動産業、 物品賃貸業	16 (13)	1,255.0 (1,041.5)	5 (4)	2 (3)	5 (6)	5 (1)	19.5 (17.5)	0.5 (2.5)	10 (8)	1.55 (1.68)	62.5 (61.5)	
学術研究、専門・技 術サービス業	13 (14)	1,385.0 (2,144.5)	5 (11)	1 (2)	15 (23)	1 (2)	26.5 (48.0)	4.0 (5.5)	8 (9)	1.91 (2.24)	61.5 (64.3)	
宿泊業、飲食サービ ス業	24 (25)	2,904.5 (2,950.5)	8 (10)	5 (2)	52 (45)	19 (24)	82.5 (79.0)	7.5 (10.0)	14 (15)	2.84 (2.68)	58.3 (60.0)	
生活関連サービ ス業、娯楽業	23 (22)	1,766.0 (1,771.0)	4 (5)	1 (0)	28 (30)	4 (5)	39.0 (42.5)	3.0 (5.0)	11 (9)	2.21 (2.40)	47.8 (40.9)	
教育、学習支援業	14 (16)	1,393.0 (1,513.5)	3 (2)	1 (1)	12 (13)	2 (4)	20.0 (20.0)	1.0 (2.0)	6 (6)	1.44 (1.32)	42.9 (37.5)	
医療、福祉	175 (168)	24,453.0 (24,140.0)	105 (106)	49 (36)	606 (581)	253 (291)	991.5 (974.5)	146.5 (141.0)	123 (111)	4.05 (4.04)	70.3 (66.1)	
複合サービス事業	9 (9)	2,829.0 (2,878.5)	13 (15)	0 (0)	26 (25)	4 (5)	54.0 (57.5)	0.5 (0.0)	4 (4)	1.91 (2.00)	44.4 (44.4)	
サービス業	113 (113)	15,142.5 (15,104.5)	51 (50)	13 (13)	192 (180)	22 (29)	318.0 (307.5)	48.0 (38.5)	60 (65)	2.10 (2.04)	53.1 (57.5)	

注 1(1)①の表と同じ

注 一はI社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 (注1)				②身体障害者の数 a. 重度身体障害者 (注4) b. 重度以上の身体障害者 がある期間 (注4) c. 重度以上の身体障害者 がある期間 (注4)				③知的障害者の数 a. 重度知的障害者 (注4) b. 重度以上の知的障害者 がある期間 (注4) c. 重度以上の知的障害者 がある期間 (注4)				④精神障害者の数 a. 精神障害者 がある期間 (注4) b. 精神障害者 がある期間 (注4) c. 精神障害者 がある期間 (注4)				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	3,725.5	467	107	792	186	1,866.0	154.0	888	307	1,176.5	126.0	447	236	693.0	236	693.0	136.0
(3,620.5)	(469)	(82)	(735)	(168)	(168)	(1,839.0)	(138.5)	(896)	(262)	(1,135.0)	(97.0)	(406)	(289)	(646.5)	(192)	(646.5)	(142.0)
農、林、漁業	3	1	0	0	0	2.0		1	0	1.0		0	0	0.0	0	0.0	
(4)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2.0)		(2)	(0)	(2.0)		(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0	0	0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	0	0.0	
(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
建設業	85.5	16	2	21	5	57.5		10	0	15.0		11	2	13.0	2	13.0	
(76.0)	(16)	(2)	(23)	(5)	(5)	(59.5)		(6)	(0)	(7.0)		(8)	(2)	(9.5)	(1)	(9.5)	
製造業	1,264.0	172	10	273	19	636.5		380	21	435.5		165	27	192.0	27	192.0	
(1,214.5)	(165)	(10)	(271)	(20)	(20)	(621.0)		(380)	(16)	(432.0)		(142)	(30)	(161.5)	(9)	(161.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-	-	-	
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
情報通信業	31.0	11	0	5	0	27.0		0	0	0.0		4	0	4.0	0	4.0	
(32.0)	(10)	(0)	(7)	(0)	(0)	(27.0)		(0)	(0)	(0.0)		(5)	(0)	(5.0)	(0)	(5.0)	
運輸業、郵便業	146.0	21	5	56	6	106.0		0	0	27.0		10	3	13.0	3	13.0	
(141.5)	(21)	(5)	(53)	(5)	(5)	(102.5)		(0)	(0)	(27.0)		(9)	(3)	(12.0)	(3)	(12.0)	
卸売業、小売業	564.5	54	21	87	57	244.5		176	54	240.0		57	23	80.0	23	80.0	
(525.0)	(53)	(11)	(97)	(33)	(33)	(230.5)		(187)	(34)	(218.0)		(59)	(22)	(76.5)	(13)	(76.5)	
金融業、保険業	80.5	15	11	13	16	62.0		0	0	6.5		6	6	12.0	6	12.0	
(81.0)	(17)	(11)	(14)	(15)	(15)	(66.5)		(0)	(0)	(6.5)		(5)	(4)	(8.0)	(2)	(8.0)	
不動産業、物品賃貸業	19.5	5	2	5	5	19.5		0	0	0.0		0	0	0.0	0	0.0	
(17.5)	(4)	(3)	(6)	(1)	(1)	(17.5)		(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
学術研究・専門・技術サービス業	26.5	5	1	8	1	19.5		0	0	1.0		5	1	6.0	1	6.0	
(48.0)	(11)	(2)	(10)	(1)	(1)	(34.5)		(0)	(0)	(4.0)		(8)	(2)	(9.5)	(1)	(9.5)	
宿泊業、飲食サービス業	82.5	7	2	13	9	33.5		1	0	37.0		7	5	12.0	5	12.0	
(79.0)	(10)	(1)	(79.0)	(8)	(8)	(34.0)		(0)	(1)	(35.5)		(5)	(6)	(9.5)	(3)	(9.5)	
娯楽、文化サービス業、出版業	39.0	4	1	7	1	16.5		0	0	17.5		3	2	5.0	2	5.0	
(42.5)	(4)	(0)	(42.5)	(1)	(1)	(16.5)		(1)	(0)	(20.5)		(4)	(2)	(5.5)	(1)	(5.5)	
教育・学習支援業	20.0	3	1	6	2	14.0		0	0	2.0		4	0	4.0	0	4.0	
(20.0)	(2)	(1)	(6)	(4)	(4)	(13.0)		(0)	(0)	(2.0)		(5)	(0)	(5.0)	(0)	(5.0)	
医療福祉	991.5	93	39	141	44	388.0		12	10	330.5		120	153	273.0	153	273.0	
(974.5)	(93)	(25)	(138)	(57)	(57)	(371.5)		(13)	(11)	(319.5)		(104)	(199)	(277.5)	(148)	(277.5)	
複合サービス業	54.0	13	0	14	4	42.0		0	0	6.0		5	1	6.0	1	6.0	
(57.5)	(15)	(0)	(57.5)	(4)	(4)	(45.0)		(0)	(0)	(6.0)		(6)	(1)	(6.5)	(0)	(6.5)	
サービス業	318.0	47	12	83	17	197.5		4	1	57.5		50	13	63.0	13	63.0	
(307.5)	(47)	(11)	(80)	(14)	(14)	(192.0)		(3)	(2)	(55.0)		(46)	(18)	(60.5)	(11)	(60.5)	

注 1(1)②の表と同じ
注 一は社内の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数		② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (注1)		③ 障害者の数					④ 実雇用率 (E÷②×100)		⑤ 法定雇用率達成 企業の数		⑥ 法定雇用率達成企 業の割合	
	企業	人	A. 重度身体障 害者及び重度知 的障害者 (注3)	B. 重度身体障 害者及び重度知 的障害者である臨時 労働者 (注3)	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者 (注4)	D. 重度以外の身 体障害者及び知的 障害者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A.×2+B+C+D× 0.5 (注2)	F. うち新規雇用分 (注6)		%	%	%	%		
								人	人					人	人
製造業計	344 (334)	57,624.0 (55,684.5)	194 (186)	11 (12)	845 (802)	40 (57)	1,264.0 (1,214.5)	109.5 (109.5)	2.19 (2.18)	211 (207)	61.3 (62.0)				
食品品・たばこ	17 (17)	3,327.5 (3,323.0)	10 (8)	2 (4)	64 (67)	6 (4)	89.0 (89.0)	10.5 (5.5)	2.67 (2.68)	13 (14)	76.5 (82.4)				
繊維工業	18 (19)	1,802.5 (1,917.5)	4 (1)	1 (1)	30 (24)	1 (4)	39.5 (29.0)	7.0 (4.0)	2.19 (1.51)	15 (10)	83.3 (52.6)				
木材・家具	7 (5)	507.0 (306.5)	2 (1)	0 (0)	5 (4)	1 (0)	9.5 (6.0)	2.0 (0.0)	1.87 (1.96)	3 (3)	42.9 (60.0)				
パルプ・紙・印刷	20 (18)	3,178.0 (3,172.0)	10 (7)	0 (0)	51 (48)	0 (2)	71.0 (63.0)	4.0 (9.0)	2.23 (1.99)	12 (9)	60.0 (50.0)				
化学工業	47 (42)	6,859.0 (5,462.0)	21 (13)	0 (0)	111 (87)	7 (10)	156.5 (118.0)	14.5 (12.5)	2.28 (2.16)	31 (30)	66.0 (71.4)				
薬業・土石	11 (14)	4,162.5 (4,555.0)	22 (21)	0 (0)	87 (94)	0 (1)	131.0 (136.5)	2.0 (10.0)	3.15 (3.00)	5 (6)	45.5 (42.9)				
鉄鋼	7 (6)	1,098.5 (1,059.5)	3 (3)	1 (1)	12 (11)	0 (0)	19.0 (18.0)	2.0 (0.0)	1.73 (1.70)	4 (2)	57.1 (33.3)				
非鉄金属	7 (5)	1,947.0 (1,781.0)	9 (10)	0 (0)	29 (28)	0 (0)	47.0 (48.0)	4.0 (3.0)	2.41 (2.70)	4 (4)	57.1 (80.0)				
金属製品	39 (39)	3,913.0 (3,705.5)	14 (13)	0 (0)	62 (52)	1 (3)	90.5 (79.5)	5.0 (10.5)	2.31 (2.15)	21 (24)	53.8 (61.5)				
電気機械	48 (42)	6,395.0 (5,795.0)	14 (18)	5 (3)	87 (80)	4 (4)	122.0 (121.0)	11.0 (14.0)	1.91 (2.09)	31 (29)	64.6 (69.0)				
その他機械	74 (74)	17,817.5 (16,824.0)	58 (60)	1 (1)	218 (204)	8 (10)	339.0 (330.0)	42.5 (27.0)	1.90 (1.96)	40 (39)	54.1 (52.7)				
その他	49 (53)	6,616.5 (7,783.5)	27 (31)	1 (2)	89 (103)	12 (19)	150.0 (176.5)	5.0 (14.0)	2.27 (2.27)	32 (37)	65.3 (69.8)				

注 1(1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	①障害者の数 (注1)		②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数				
	人	人	a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者 (注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2)(注3)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者 (注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2)(注3)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 労働者(注4)	e. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)
製造業計	1264.0 (1214.5)	10 (10)	172 (165)	5 (4)	273 (271)	19 (20)	636.5 (621.0)	22 (21)	1 (2)	380 (380)	21 (16)	435.5 (432.0)	165 (142)	27 (30)	192.0 (161.5)
食料品・たばこ	89.0 (89.0)	1 (2)	5 (4)	1 (2)	5 (5)	2 (1)	17.0 (15.5)	5 (4)	1 (2)	46 (54)	4 (2)	59.0 (65.0)	9 (6)	4 (3)	13.0 (8.5)
繊維工業	39.5 (29.0)	1 (1)	4 (1)	1 (1)	18 (17)	0 (1)	27.0 (20.5)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	1 (1)	6.5 (5.5)	3 (2)	3 (2)	6.0 (3.0)
木材・家具	9.5 (6.0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	4.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	3.5 (2.0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)
ハルパ・紙・印刷	71.0 (63.0)	0 (0)	10 (7)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	38.0 (31.0)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	20.0 (20.0)	10 (8)	3 (5)	13.0 (12.0)
化学工業	156.5 (118.0)	0 (0)	18 (11)	0 (0)	34 (31)	6 (6)	73.0 (56.0)	3 (2)	0 (0)	43 (32)	1 (0)	49.5 (36.0)	29 (24)	5 (4)	34.0 (26.0)
窯業・土石	131.0 (136.5)	0 (0)	22 (21)	0 (0)	27 (31)	0 (1)	71.0 (73.5)	0 (0)	0 (0)	52 (52)	0 (0)	52.0 (52.0)	8 (11)	0 (0)	8.0 (11.0)
鉄鋼	19.0 (18.0)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	4 (5)	0 (0)	11.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)
非鉄金属	47.0 (48.0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	10 (7)	0 (0)	26.0 (25.0)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	20.0 (20.0)	1 (3)	0 (0)	1.0 (3.0)
金属製品	90.5 (79.5)	0 (0)	11 (10)	0 (0)	26 (26)	0 (1)	48.0 (46.5)	3 (3)	0 (0)	29 (20)	1 (1)	35.5 (26.5)	7 (6)	0 (1)	7.0 (6.5)
電気機械	122.0 (121.0)	5 (3)	12 (16)	5 (3)	25 (21)	3 (3)	55.5 (57.5)	2 (2)	0 (0)	40 (43)	1 (1)	44.5 (47.5)	20 (16)	2 (0)	22.0 (16.0)
その他機械	339.0 (330.0)	1 (1)	52 (55)	1 (1)	81 (79)	6 (5)	189.0 (192.5)	6 (5)	0 (0)	82 (80)	2 (3)	95.0 (91.5)	52 (42)	3 (5)	55.0 (46.0)
その他	150.0 (176.5)	1 (2)	25 (27)	1 (2)	25 (31)	2 (2)	77.0 (88.0)	2 (4)	0 (0)	36 (51)	10 (8)	45.0 (63.0)	21 (20)	7 (10)	28.0 (25.5)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数					③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	
規模計	385 (100.0%)	270 (70.1%)	69 (17.9%)	29 (7.5%)	8 (2.1%)	1 (0.3%)	227 (59.0%)
43.5-100人未満	227 (100.0%)	208 (91.6%)	19 (8.4%)	-	-	-	209 (92.1%)
100-300人未満	110 (100.0%)	50 (45.5%)	37 (33.6%)	20 (18.2%)	3 (2.7%)	-	18 (16.4%)
300-500人未満	30 (100.0%)	10 (33.3%)	8 (26.7%)	6 (20.0%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	14 (100.0%)	2 (14.3%)	4 (28.6%)	2 (14.3%)	-	5 (35.7%)	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	-	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239	108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069	3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582	1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614	1,038
宮城	2.29	0.08	51.1	0.9	830	1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.2	521	811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557	973
福島	2.29	0.10	56.7	2.4	862	1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865	1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805	1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964	1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869	3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518	2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057	23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.8	2,368	5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224	2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.3	598	1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653	1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460	765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.2	401	660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091	1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939	1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717	3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	2.9	3,531	6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810	1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559	944
京都	2.37	0.06	53.7	1.6	1,055	1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021	8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899	3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.1	460	705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411	639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307	478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426	612
岡山	2.58	0.04	56.0	1.7	859	1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265	2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562	961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341	538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519	909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590	1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344	541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170	4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430	633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638	1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812	1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.6	587	901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569	869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802	1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708	1,086

(6) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数				
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語、そしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者
民間企業	78 (72)	161 (157)	24 (21)	783 (764)	445 (428)
身体障害者計					
					1,491 (1,442)

注「身体障害者計」欄には、種類の別身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数				
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語、そしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者
43.5～100人未満	12 (12)	29 (20)	3 (7)	184 (162)	118 (107)
100～300人未満	24 (25)	45 (56)	4 (6)	264 (290)	132 (144)
300～500人未満	15 (10)	24 (20)	9 (3)	87 (82)	50 (52)
500～1,000人未満	13 (13)	19 (20)	5 (4)	103 (98)	59 (56)
1,000人以上	14 (12)	44 (41)	3 (1)	145 (132)	86 (69)
身体障害者計					
					255 (255)

注 1(6)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語、そしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
鉱業採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	0 (1)	3 (3)	2 (1)	23 (25)	16 (16)	44 (46)
製造業	21 (18)	58 (63)	6 (9)	235 (225)	153 (142)	473 (457)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
情報通信業	0 (0)	0 (0)	1 (0)	11 (15)	4 (2)	16 (17)
運輸業郵便業	2 (2)	3 (3)	0 (0)	54 (52)	29 (25)	88 (82)
卸売業小売業	12 (9)	20 (15)	1 (0)	116 (112)	70 (58)	219 (194)
金融業保険業	5 (6)	16 (15)	0 (0)	24 (25)	10 (11)	55 (57)
不動産業、物品賃貸業	0 (0)	1 (1)	1 (1)	10 (8)	5 (4)	17 (14)
学術研究、専門・技術サービス業	1 (2)	0 (0)	1 (0)	5 (12)	8 (10)	15 (24)
宿泊業、飲食サービス業	3 (2)	4 (2)	1 (1)	14 (11)	9 (12)	31 (28)
生活関連サービス業、娯楽業	0 (1)	3 (2)	0 (0)	6 (5)	4 (5)	13 (13)
教育、学習支援業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	5 (6)	12 (13)
医療、福祉	30 (28)	29 (32)	8 (3)	183 (180)	67 (70)	317 (313)
複合サービス事業	1 (1)	4 (4)	1 (1)	14 (15)	11 (11)	31 (32)
サービス業	3 (2)	20 (17)	2 (4)	80 (72)	54 (56)	159 (151)

注 1(6)①の表と同じ。

2. 地方公共団体等における状況

(1) 概況

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	備考
滋賀県の機関 (法定雇用率2.6%)		5,196.5	145.0	2.79	
		(5,144.0)	(150.0)	(2.92)	
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.5%)		9,507.0	241.0	2.53	
		(9,449.5)	(241.5)	(2.56)	
市町の機関 (法定雇用率2.6%)		19,255.5	448.5	2.33	
		(19,171.5)	(445.0)	(2.32)	
市町の教育委員会 (法定雇用率2.5%)		175.5	4.0	2.28	
		(164.5)	(4.0)	2.43	
地方独立行政法人等 (法定雇用率2.6%)		3,228.0	83.0	2.57	
		(3,190.5)	(81.0)	(2.54)	
全国	都道府県の機関 (法定雇用率2.6%)	359,503.0	10,627.5	2.96	
		(363,592.0)	(10,409.0)	(2.86)	
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.5%)	638,830.0	14,936.0	2.34	
		(638,879.0)	(14,463.0)	(2.26)	
	市町村の機関 (法定雇用率2.6%)	1,353,735.5	35,611.5	2.63	
		(1,341,687.5)	(34,535.5)	(2.57)	
	市町村の教育委員会 (法定雇用率2.5%)	87,785.5	2,063.0	2.35	
		(87,405.5)	(2,038.0)	(2.33)	

注) 下段()は令和4年の数値である。

(2) 各地方公共団体における状況

① 滋賀県の機関（法定雇用率2.6%）

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	5,196.5	145.0	2.79	0.0	
滋賀県知事部局	4,799.0	134.0	2.79	0.0	(注4)
滋賀県警察本部	357.5	10.0	2.80	0.0	
滋賀県議会事務局	40.0	1.0	2.50	0.0	

② 滋賀県教育委員会（法定雇用率2.5%）

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
滋賀県教育委員会	9,507.0	241.0	2.53	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 滋賀県知事部局は、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む(特例認定を受けている)。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

③ 市町の機関における状況

法定雇用率 2.6%適用の市町

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	19,255.5	448.5	2.33	56.0	
大津市	3,539.5	69.0	1.95	23.0	注4 特例認定あり
高島市	702.0	18.5	2.64	0.0	注4 特例認定あり
長浜市	1,459.5	30.5	2.09	6.5	注4 特例認定あり
米原市	615.0	16.5	2.68	0.0	注4 特例認定あり
彦根市	1,714.5	44.5	2.60	0.0	注4 特例認定あり
近江八幡市	1,308.0	25.0	1.91	9.0	注4 特例認定あり
東近江市	1,593.5	38.0	2.38	3.0	注4 特例認定あり、注5
甲賀市	1,232.0	34.0	2.76	0.0	注4 特例認定あり
湖南市	519.0	14.5	2.79	0.0	注4 特例認定あり
草津市	1,543.0	37.0	2.40	3.0	注4 特例認定あり、注5
守山市	977.5	28.0	2.86	0.0	注4 特例認定あり
野洲市	985.0	20.0	2.03	5.0	注4、特例認定あり
栗東市	710.0	19.0	2.68	0.0	注4 特例認定あり
多賀町	83.0	2.5	3.01	0.0	
甲良町	156.0	2.0	1.28	2.0	注4 特例認定あり
豊郷町	91.5	2.0	2.19	0.0	
愛荘町	297.0	5.0	1.68	2.0	注4 特例認定あり
日野町	372.0	10.0	2.69	0.0	注4 特例認定あり
竜王町	272.0	8.0	2.94	0.0	注4 特例認定あり
高島市病院事業	277.0	5.5	1.99	1.5	
長浜市病院事業管理者	766.5	18.0	2.35	1.0	注5
湖北広域行政事務センター	42.0	1.0	2.38	0.0	

法定雇用率 2.5% 適用の教育委員会

計	175.5	4.0	2.28	0.0	
多賀町教育委員会	115.0	3.0	2.61	0.0	
豊郷町教育委員会	60.5	1.0	1.65	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 草津市については10月24日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。
長浜市民病院事業管理者については11月20日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。
東近江市については12月1日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。

【参考】地方公共団体における障害部位別の雇用身体障害者数 ※実人数

	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
県・市町の機関	334	11	40	3	185	95
教育委員会	125	19	17	0	59	30

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(3) 地方独立行政法人等における状況（法定雇用率2.6%）

区分		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計		3,228.0	83.0	2.57	0.0	
独立行政法人等 (注1)	国立大学法人 滋賀大学	350.5	10.0	2.85	0.0	
	国立大学法人 滋賀医科大学	1447.0	38.0	2.63	0.0	
地方独立行政法人等 (注2)	公立大学法人 滋賀県立大学	219.5	5.0	2.28	0.0	
	地方独立行政法人 市立大津市民病院	611.5	15.0	2.45	0.0	
	地方独立行政法人 公立甲賀病院	599.5	15.0	2.50	0.0	

注1 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

2 「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

5 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

【参考】特殊法人における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
特殊法人	36	2	4	1	11	18

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

会員企業を有する団体用

障害者の雇用確保・維持に関する要請書

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀県内の民間企業に雇用されている障害者については、令和4年6月1日現在で、実雇用率2.46%となり、法定雇用率を達成している企業の割合は58.6%と、前年比で4.6ポイント上昇しました。しかし、4割強の企業で未達成となっており、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は219社と、未達成企業に占める割合は57.0%となっています。

こうした中、令和5年3月1日に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正するための政令が公布され、民間企業の法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられることとなります。

本県といたしましては、更なる障害者雇用の促進を図るため、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

具体的には、滋賀県障害者プラン2021で定める令和8年度までに法定雇用率達成企業70%という目標を達成するため、滋賀労働局と連携して開催する障害者向け就職面接会や障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っているほか、新たに、労働・福祉・教育等との関係機関を交えた協議会を開催し、障害者の一般就労および定着の推進等にむけた検討を行います。

加えて、今年度実施した障害者雇用状況調査の結果を踏まえ、好事例の周知や障害の特性に応じた雇用の推進につながるセミナーを開催し、県内企業における障害者の雇用と定着の促進を図ります。

貴団体には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力を賜っておりますが、一人でも多くの障害者とその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただくとともに、法定雇用義務の有無に関わらず、障害者の一層の雇用促進とその定着に向けて、積極的に取り組んでいただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

あわせて、貴団体の構成団体・企業の皆様にも、障害者の雇用確保と維持について御理解賜りたいことから、本要請内容を周知いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

令和5年3月 日

〇〇団体 代表〇〇 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事



障害者の雇用確保・維持に関する要請書

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀県内の民間企業に雇用されている障害者については、令和4年6月1日現在で、実雇用率2.46%となり、法定雇用率を達成している企業の割合は58.6%と、前年比で4.6ポイント上昇しました。しかし、4割強の企業で未達成となっており、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は219社と、未達成企業に占める割合は57.0%となっています。

こうした中、令和5年3月1日に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正するための政令が公布され、民間企業の法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられることとなります。

本県といたしましては、更なる障害者雇用の促進を図るため、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

具体的には、滋賀県障害者プラン2021で定める令和8年度までに法定雇用率達成企業70%という目標を達成するため、滋賀労働局と連携して開催する障害者向け就職面接会や障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っているほか、新たに、労働・福祉・教育等との関係機関を交えた協議会を開催し、障害者の一般就労および定着の推進等にむけた検討を行います。

加えて、今年度実施した障害者雇用状況調査の結果を踏まえ、好事例の周知や障害の特性に応じた雇用の推進につなげるセミナーを開催し、県内企業における障害者の雇用と定着の促進を図ります。

貴団体には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力を賜っておりますが、一人でも多くの障害者とその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただくとともに、法定雇用義務の有無に関わらず、障害者の一層の雇用促進とその定着に向けて、積極的に取り組んでいただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和5年3月 日

〇〇団体 代表〇〇 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

